

公益財団法人 日本太鼓財団

定 款

公益財団法人日本太鼓財団定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当財団は、公益財団法人日本太鼓財団と称し、英文名を Nippon Taiko Foundation と表記する。

(事務所)

第2条 当財団は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当財団は、日本太鼓の普及・振興を図り、もって我が国文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当財団は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 日本太鼓の創作・普及活動への支援
- (2) 日本太鼓の演奏会、コンクール及び講習会等の開催
- (3) 日本太鼓に関する調査・研究
- (4) 日本太鼓を通じた国際交流
- (5) 日本太鼓に関する技能認定
- (6) その他当財団の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種類別)

第5条 当財団の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 当財団の目的である事業を行なうために不可欠な財産は、当財団の基本財産とする。
- 3 基本財産は、当財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理されなければならない。
- 4 基本財産への繰入れ及び基本財産の一部を処分しようとするとき並びに基本財産から一部を除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 当財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 当財団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 当財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに定款を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 当財団に評議員3名以上、15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の計5名で構成する。

- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) 当財団又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) (1)又は(2)に該当する者の配偶者、三親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者を含む。）

- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者と当財団及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(任 期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第13条 評議員に対して、各年度の総額が1,500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬、退職慰労金として支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第5章 評議員会

(構 成)

- 第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会の議長は、代表理事が務める。

(権 限)

第 15 条 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の繰り入れ、処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第 18 条 代表理事は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決 議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の繰り入れ、処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第 20 条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき、決議に加わることができる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 21 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には評議員会議長と議事録署名人 1 名が記名押印する。

第 6 章 役 員

(役員の設置)

第 23 条 当財団に次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 15 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、1 名を常務理事とし、両者を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち若干名を副会長とする。

4 代表理事以外の理事のうち 1 名を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第 24 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事並びに業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 当財団の理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 当財団の監事には、当財団の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに当財団の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、当財団を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、代表理事を補佐して、当財団の業務を分担執行する。

4 副会長は、代表権を持つかのような表示及び行為を行なってはならない。

5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 当財団の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事が当財団の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって当財団に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 29 条 役員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行なう。

- (1) 当財団の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、常務理事、業務執行理事の選定及び解職
- (4) 基本財産の繰り入れ、処分又は除外の承認

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 当財団が所有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

(決議の省略)

第34条 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 運営と組織

(会員制度)

第37条 当財団の趣旨に賛同する団体又は個人は当財団に加盟し、会員となることができる。

- 2 当財団の会員制度に関する細則は、理事会において別に定める。

(名称許諾)

第38条 当財団は、地域における太鼓文化の振興を支援するため、別に定める基準により任意の団体が日本太鼓財団支部の呼称を使用することを許諾する。

(顧問)

第 39 条 当財団に任意の機関として若干名の顧問をおくことができる。

2 顧問は次の職務を行う。

(1) 代表理事の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見をのべること

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

(委員会)

第 40 条 当財団には専門委員会を置くことができる。

2 前項に定める委員会の組織に関しては、別に定めるところによる。

(事務局)

第 41 条 当財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局職員は代表理事が任命し、事務局長及び重要な職員は理事会の承認を得て代表理事が任命する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める組織規程による。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 43 条 当財団は、基本財産の減失による当財団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 44 条 当財団が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 45 条 当財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 当財団の公告は、電子公告により行なう。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第11章 補 則

(実施細則)

第47条 この定款に定めるもののほか、当財団の運営に必要な事項は、理事会の決議により定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の整備等に関する法律（以下、「社団・財団整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 社団・財団整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この定款の施行の日の前日において既に財団法人日本太鼓連盟の支部として承認を受けている団体については、日本太鼓財団支部としての名称使用を許諾する。
- 4 当財団の最初の代表理事は会長松本英昭、理事長塩見和子（戸籍名・江頭和子）とする。
- 5 当財団の最初の業務執行理事は、常務理事中西由郎とする。
- 6 当財団の最初の役員は、理事：松本英昭、浅野義幸、池田庄作、石井幹子、長谷川義、塩見和子（戸籍名・江頭和子）、中西由郎、大宅映子、児玉利夫、島津久永、西角井正大、三隅治雄、山内令子とする。監事：長内健、池田靖とする。
- 7 当財団の最初の評議員は、大竹英雄、岡田知之、北村汎、河野和義、佐藤淳子、高島肇久、濱田麻記子、富治林浩、松本源之助、宮崎義政、脇元勝己、渡辺貞夫とする。

附 則

- この定款の一部変更は、2020年3月23日から施行する。
この定款の一部変更は、2021年3月3日から施行する。
この定款の一部変更は、2021年6月22日から施行する。
この定款の一部変更は、2024年6月21日から施行する。

理事、監事及び評議員の報酬等支給基準規程

2012年4月1日

規 第 9 号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本太鼓財団（以下「当財団」という。）の理事、監事及び評議員に対する報酬及び退職慰労金等に関し必要な事項を定め、この規程をもって認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第23条に基づく理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、前号に定める役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の理事及び監事をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条の定めにより置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第13項で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金を指し、名称を問わず費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、日当、旅費（宿泊費を含む。）、通勤手当等の経費を指し、前号に規定する報酬等とは明確に区分されるものとする。

第2章 報酬

(報酬等の支給)

第3条 当財団の常勤役員の報酬は、別表1の基準に基づき、年俸とし、各常勤役員の個別の年俸額は、評議員会で決定する。

2 非常勤役員のうち、理事の報酬は、別表2の基準に基づいて支給し、代表理事の報酬の額は、評議員会で決定する。

3 非常勤役員のうち、監事の報酬は理事会、評議員会及び監事会への出席及び監査報告書作成に対して、別表3の定めにより支給する。

4 評議員の報酬は、評議員会へ出席した者に対して、別表4の定めにより支給する。

(報酬の支給定日及び支給方法)

- 第4条 常勤役員に対する役員月額報酬は前条の年俸を常勤役員本人の希望により12分割または16分割で支給することが出来る。12分割の場合は毎月16日に支給する。16分割の場合は毎月16日の他に、6月と12月の代表理事が定める日にそれぞれ2月分を支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その日に最も近い休日でない日に支給する。
- 2 この規程の定めるところによる役員月額報酬の計算において生じた100円未満の端数は、これを切り捨てる。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を差し引いた残額を本人に支給する。

(新たに常勤役員となった者の月額報酬)

- 第5条 月の初日以外の日において新たに役員となった者に支給するその月の報酬額は、年俸を12分割で計算した額を当該月の休日以外の日数で除して得た額に、その者が役員となった日からその月の末日に至るまでの休日以外の日数を乗じて得た額とする。

(常勤役員でなくなった者の月額報酬)」

- 第6条 月の初日以外の日において退任又は解任された常勤役員に対して支給するその月の報酬額は、年俸を12分割で計算した額を当該月の休日以外の日数で除して得た額にその月の初日からその者が退任又は解任された日に至るまでの休日以外の日数を乗じて得た額とする。ただし、その者が死亡したときは、その月の報酬は、全額を支給する。

(費用)

- 第7条 役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、その請求に基づき遅滞なく支払うものとする。なお出張に伴う日当、旅費(宿泊費を含む。)については、別に定める旅費規程に基づき支給する。
- 2 常勤役員には、その勤務に要する交通費として、通勤手当を支給する。

第3章 退職慰労金

(退職慰労金の支給)

第8条 常勤役員の退職慰労金の額は、次の算出方法により算出した額とし、退職時本俸月額を年俸を16で除した金額とする。

「退職時本俸月額」×「在職月数」×「支給係数」ただし、第10条の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職慰労金の額は、退職日におけるそれぞれの役職ごとの本俸月額にそれぞれの役職ごとの在職月数(以下「役職別期間」という。)及び次項に規定する支給係数を乗じて得た額の合計額とする。

2 前項の支給係数は次のとおりとする。

(1)在職2年未満のもの

100分の11.7以内

(2)在職2年以上6年未満のもの

100分の15.6以内

(3)在職6年以上のもの

100分の19.5以内

支給係数は、評議員会が業績等に応じて決定するものとする。

3 在職期間(常勤役員としての通算期間をいう。以下同じ。)及び役職別期間の月数の計算については、就任の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは1月とする。在職期間の上限は、240月とし、それ以後の在職期間は退職慰労金の算出対象としない。

4 第1項のただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数を前項の規定により計算した在職期間の在職月数をこえるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該こえる月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

5 非常勤役員及び評議員に対する退職慰労金の額は、別表5の定めにより支給することができる。

6 この規程の定めるところによる退職慰労金の支給による計算において生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(退職の時期)

第9条 退職の時期は次の通りとする。

(1) 辞任

(2) 任期満了

(3) 解任

(4) 死亡

(再任等の場合の取扱い)

第10条 役員又は評議員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員又は評議員に選任されたときは、その者の退職慰労金の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員又は評議員に選任されたときも同様とする。

(退職慰労金の支給方法)

第11条 退職慰労金は、法令によりその退職慰労金から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。ただし、役員又は評議員が職務上の義務違反により解任されたときは、当該役員又は評議員には退職慰労金は支給しない。

(遺族の範囲及び順位)

第12条 前条に規定する遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定を準用する。

第4章 規程の変更

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、2012年4月1日から施行し、同日より適用する。
- 2 この規程の一部変更は、2022年8月1日から施行し、同日より適用する。
- 3 財団法人日本太鼓連盟（以下旧財団）に在職していた常勤役員が当財団の常勤役員となる場合、旧財団の役員退職慰労金支給規程（2012年3月16日規第35号）に基づき算出した退職慰労金の額を、当財団の退職慰労金に加算する。
- 4 この規程の一部変更は、2024年6月21日から施行し、同日より適用する。

附 則 （2012年6月18日規程20号）

- 1 この規程は、2012年6月18日から施行し、2012年4月1日より適用する。

附 則 （2016年6月22日規程21号）

- 1 この規程は、2016年6月22日から施行する。

別 表

理事、監事及び評議員の報酬等支給基準（案）

別 表 1 常勤理事報酬基準表

役職名	年俸上限
代表理事	20,000,000 円
業務執行理事	16,800,000 円

別 表 2 非常勤理事報酬基準表

役職名	
代表理事	年俸上限 1,200,000 円
理事	理事会出席の都度 10,000 円

別 表 3 非常勤監事報酬基準表

- ・理事会、評議員会、監事会出席の都度
10,000 円（税別）
- ・監査報告書の作成
10,000 円（税別）

別 表 4 評議員報酬基準表

- ・評議員会出席の都度
10,000 円（税別）

別 表 5 非常勤役員及び評議員に対する退職慰労金上限基準表

就任期間	金額
1 年以上 10 年未満	50,000 円
10 年以上	100,000 円